平成２６年（フ）第１９１号
茨城県つくばみらい市板橋1832番地、前住所千葉県松戸市六高台３丁目80番地　クレスト六高台405号
債務者　我妻　秀則
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３８９号
新潟市東区大山２丁目３番２号　コーポやまそう２－７号
債務者　田部　茂雄
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４８号
兵庫県加古川市野口町北野１番地の１　ローズヴィラ東加古川304号
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４６９号
兵庫県姫路市大津区長松469番地
債務者　村上まゆみ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４７８号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗912番地19
債務者　山本設備こと　山本　直幸
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４７９号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗912番地19
債務者　山本　春奈（旧姓坂田）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５０６号
兵庫県姫路市東今宿１丁目１番22―303号　コーポラス今宿
債務者　横野　博美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５１０号
兵庫県姫路市大津区新町２丁目10番地２
債務者　森口　和行
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２９９号
奈良市平松５丁目21番12―202号
債務者　仲埜　勝之
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３４９号
奈良市帝塚山６丁目６番404号
債務者　小松富士子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３５４号
奈良県桜井市大字豊前167番地
債務者　木村　行男
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第８８７号
広島市西区庚午中２丁目６番８―202号
債務者　宮地　美深
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０９号
広島県廿日市市桜尾２丁目４番11号　101
債務者　世良　　浩
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１０号
広島県廿日市市桜尾２丁目４番11号　101
債務者　世良　政江
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２６号
広島市西区観音町12番10―201号
債務者　吉田　輝美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島1428、前住所徳島県吉野川市川島町**桑**村971番地８
債務者　武岡　一代
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第２３６号
福岡県久留米市津福本町1568番地１　高田ビル402号、前住所福岡県久留米市津福今町425番地１　津留崎ビル31号
債務者　小出　　実（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部